

商工中金ICキャッシュカード特約

1. 適用の範囲および規定の適用等

- (1) この特約は、ICキャッシュカード（ICチップが搭載されたキャッシュカードで、従来のキャッシュカードで提供している当金庫所定のサービスに加え、一般社団法人全国銀行協会制定のICキャッシュカード標準仕様に基づくICキャッシュカードとしてのサービス、その他ICチップを利用した当金庫所定のサービス（以下、かかるサービスを総称して「ICチップ提供サービス」といいます。）の利用を可能とするカードのことをいいます。）を利用するにあたり適用される事項を定めるものです。
- (2) この特約は、「総合口座キャッシュカード規定」、「普通預金キャッシュカード規定（個人のお客さま用）」、「普通預金キャッシュカード規定（個人以外のお客さま用）」、「当座預金キャッシュカード規定（個人のお客さま用）」および「当座預金キャッシュカード規定（個人以外のお客さま用）」（以下総称して「各種カード規定」といいます。）の一部を構成するとともに同規定と一体として取り扱われるものとし、この特約に定めがない事項に関しては各種カード規定が適用されるものとします。
- (3) この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは各種カード規定の定義に従います。なお、ICチップ内に蓄積・格納された情報等は、同規定の「電磁的記録」にあたるものとします。

2. ICキャッシュカードの利用

ICチップ提供サービスは、当該サービスの利用が可能な預入機および支払機、その他の端末（以下「ICキャッシュカード対応預入機および支払機等」といいます。）で利用することができます。

3. 有効期限

- (1) 2011年5月2日までに申込みを受け付けたICキャッシュカードについては、当金庫が定める有効期限があります。有効期限はカードの表面に西暦（下二桁）で記載された年および月の月末までです。有効期限経過後は、当該ICキャッシュカード

は利用することができません。

- (2) 2011年5月6日以降に申込みを受け付けたICキャッシュカード（本項の有効期限を更新した新しいICキャッシュカードも含まれます。）については、有効期限はありません。カード表面には有効期限は表示されません。

4. 1日あたりの払戻し金額

当金庫は、支払提携先の支払機、その他の端末を利用した払戻しにおける1日あたりの限度額について、ICチップ提供サービスを利用した払戻しである場合と、ICチップ提供サービスを利用しない払戻しである場合に分けて、それぞれ定めるものとします。

5. ICキャッシュカード対応預入機・支払機等の故障時の取扱い

ICキャッシュカード対応預入機および支払機等の故障時には、ICチップ提供サービスは利用することはできません。

6. ICチップ故障時の取扱い等

- (1) ICチップの故障等によって、ICキャッシュカード対応預入機および支払機等においてICチップを読み取ることができなくなった場合には、ICチップ提供サービスは利用することはできません。この場合、当金庫所定の方法により、すみやかに当金庫にICキャッシュカードの再発行を申し出てください。
- (2) ICチップの故障等によって、ICキャッシュカード対応預入機および支払機等においてICチップを読み取ることができなくなったことにより損害が生じても、当金庫は責任を負いません。

7. 手数料

- (1) 当金庫は、今後、金融情勢の変化等により、ICキャッシュカード発行時の手数料を新設し、または変更することができます。
- (2) 前項の手数料は、ICキャッシュカード対象口座から、通帳および払戻請求書なしで、または当座小切手の振出しなしで、自動的に引き落とします。
- (3) 当金庫所定の期間を経過しても、手数料を引き落としできない場合は、ICキャッシュカードを発行しないことがあります。

8. 規定の変更

- (1) 当金庫は、民法548条の4の規定に基づき、この規定を変更できるものとします。
- (2) 当金庫は、前項の定めによりこの規定を変更する場合、その効力発生日を定め、効力発生日までに、当金庫ホームページへの掲載その他の適切な方法によりこの規定を変更する旨、変更後のこの規定の内容および効力発生日を周知するものとします。
- (3) この規定が店頭配備の書面に印字されている場合で、この規定の内容が当金庫ホームページに掲載されたこの規定と相違するときは、当金庫ホームページに掲載されたこの規定によるものとします。

以 上

(2024年9月24日現在)